

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

(新)	(旧)	備考												
<p>表紙</p> <p>2026年2月27日届出</p> <p>株式会社 NexTone</p>	<p>表紙</p> <p>2024年10月31日届出</p> <p>株式会社 NexTone</p>	届出日変更												
<p>第5条(オーディオに関する利用許諾)</p> <p>1. オーディオに関する利用許諾の使用料は、CD、LPLレコード、録音テープ、ハードディスク、フラッシュメモリ、CD-ROM等の録音物(以下「CD等」といいます。)1枚(本)著作物1曲(なお、5分以上の著作物については、5分を超えるごとに1曲を加算して、著作物数を計算する。)につき、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。</p> <table border="1" data-bbox="178 797 1023 1225"> <tr> <td data-bbox="178 797 476 947">定価の明示がある市販用のCD等</td> <td data-bbox="476 797 1023 947"> ① CD等の定価(消費税別)の6.0%を、そのCD等に含まれている著作物数で除した額 ② 7.9円 のいずれか多い額 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="178 947 476 1084">定価の明示がない市販用のCD等</td> <td data-bbox="476 947 1023 1084">7.9円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="178 1084 476 1225">その他のCD等</td> <td data-bbox="476 1084 1023 1225"> 7.9円 ※CD等50枚(本)までは、著作物1曲につき400円とします。 </td> </tr> </table> <p>2. 第1項の規定にかかわらず、CD等1枚(本)における全利用曲数(時間管理によるみなし著作物数を含まない)の1/4以上が断片利用(再生時間が1分40秒以上である著作物1曲あたりの利用時間が1分40秒未満である利用をいいます。)である場合の、当該断片利用にかかる使用料は、CD等1枚(本)著作物1曲につき、第1項の規定における「7.9円」を「4.74円」に読み替えて算出された金額に、消費税相当額を加算した額とします。なお、断片利用ではない著作物の利用については、第1項の規定により使用料の額を算出するものとします。</p>	定価の明示がある市販用のCD等	① CD等の定価(消費税別)の6.0%を、そのCD等に含まれている著作物数で除した額 ② 7.9円 のいずれか多い額	定価の明示がない市販用のCD等	7.9円	その他のCD等	7.9円 ※CD等50枚(本)までは、著作物1曲につき400円とします。	<p>第5条(オーディオに関する利用許諾)</p> <p>1. オーディオに関する利用許諾の使用料は、CD、LPLレコード、録音テープ、ハードディスク、フラッシュメモリ、CD-ROM等の録音物(以下「CD等」といいます。)1枚(本)著作物1曲(なお、5分以上の著作物については、5分を超えるごとに1曲を加算して、著作物数を計算する。)につき、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。</p> <table border="1" data-bbox="1092 797 1910 1225"> <tr> <td data-bbox="1092 797 1389 947">定価の明示がある市販用のCD等</td> <td data-bbox="1389 797 1910 947"> ① CD等の定価(消費税別)の6.0%を、そのCD等に含まれている著作物数で除した額 ② 7.9円 のいずれか多い額 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1092 947 1389 1084">定価の明示がない市販用のCD等</td> <td data-bbox="1389 947 1910 1084">7.9円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1092 1084 1389 1225">その他のCD等</td> <td data-bbox="1389 1084 1910 1225"> 7.9円 ※CD等50枚(本)までは、著作物1曲につき400円とします。 </td> </tr> </table> <p>2. 第1項の規定にかかわらず、CD等1枚(本)における全利用曲数(時間管理によるみなし著作物数を含まない)の1/4以上が断片利用(再生時間が1分40秒以上である著作物1曲あたりの利用時間が1分40秒未満である利用をいいます。)である場合の、当該断片利用にかかる使用料は、CD等1枚(本)著作物1曲につき、第1項の規定における「7.9円」を「4.74円」に読み替えて算出された金額に、消費税相当額を加算した額とします。なお、断片利用ではない著作物の利用については、第1項の規定により使用料の額を算出するものとします。</p>	定価の明示がある市販用のCD等	① CD等の定価(消費税別)の6.0%を、そのCD等に含まれている著作物数で除した額 ② 7.9円 のいずれか多い額	定価の明示がない市販用のCD等	7.9円	その他のCD等	7.9円 ※CD等50枚(本)までは、著作物1曲につき400円とします。	
定価の明示がある市販用のCD等	① CD等の定価(消費税別)の6.0%を、そのCD等に含まれている著作物数で除した額 ② 7.9円 のいずれか多い額													
定価の明示がない市販用のCD等	7.9円													
その他のCD等	7.9円 ※CD等50枚(本)までは、著作物1曲につき400円とします。													
定価の明示がある市販用のCD等	① CD等の定価(消費税別)の6.0%を、そのCD等に含まれている著作物数で除した額 ② 7.9円 のいずれか多い額													
定価の明示がない市販用のCD等	7.9円													
その他のCD等	7.9円 ※CD等50枚(本)までは、著作物1曲につき400円とします。													

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

<p>3.第1項および第2項の規定にかかわらず、結婚式若しくは結婚披露宴又はこれに準ずる催物(以下「ブライダル等」といいます。)を演出または記録する目的で複製する場合の使用料の額は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>(1)録音物(収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問いません。)の個数が3個までごとに1曲あたり1,000円とします。ただし、顧客に提供するために作成する、ブライダル等の進行に合わせて音楽著作物を再生することを目的とする録音物(以下「進行用録音物」といいます。)の3個までの使用料の合計額が5,000円を上回る場合は、利用する音楽著作物の数にかかわらず、ブライダル等1件につき、進行用録音物の個数が3個までごとに5,000円とします。なお、進行用録音物の個数は、ブライダル等における進行用録音物として必要な限度に限ります。</p> <p>(2)ディスプレイに表示させるための歌詞又は楽譜に係る著作物と共に当該著作物をCD、ハードディスク、フラッシュメモリー等の記録媒体に録音する場合の使用料は、録音物(記録媒体の種類を問いません。)の個数が3個までごとに1曲あたり1,500円とします。</p> <p>4.第1項および第2項および第3項の規定にかかわらず、商品化利用することを目的とするものの場合(フラッシュメモリーを搭載した玩具等を含みますがこれらに限られません。)の使用料の額は、委託者が定めるものとします。</p>	<p>4.第1項および第2項の規定にかかわらず、商品化利用することを目的とするものの場合(フラッシュメモリーを搭載した玩具等を含みますがこれらに限られません。)の使用料の額は、委託者が定めるものとします。</p>	<p>第3項を新設</p> <p>文言の修正</p>
--	--	----------------------------

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

第6条(ビデオグラムに関する利用許諾)

1.ビデオグラムに関する利用許諾の使用料は、ビデオグラム1個につき、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。

(1)音楽のビデオグラム

市販用ビデオグラム	① 当該ビデオグラムの小売価格（消費税別）× 6% × ビデオグラムに占める管理著作物利用割合 × 調整係数 ① 2.5円に管理著作物の累計利用時間を乗じた額 のいずれか多い額
その他のビデオグラム	5円×管理著作物の累計利用時間 ※ビデオグラム50個までは、著作物の利用時間1分までごとに 250円とします。

(2)劇場用映画のビデオグラム

市販用ビデオグラム	当該ビデオグラムの小売価格（消費税別）× 1.75% × 著作物利用比率
その他のビデオグラム	5円×管理著作物の累計利用時間 ※ビデオグラム50個までは、著作物の利用時間1分までごとに 250円とします。

(3)音楽・劇場用映画以外のビデオグラム

市販用ビデオグラム	① 当該ビデオグラムの小売価格（消費税別）× 4.5% × ビデオグラムに占める管理著作物利用割合 × 調整係数 ② 1.5円に管理著作物の累計利用時間を乗じた額 のいずれか多い額
その他のビデオグラム	5円×管理著作物の累計利用時間 ※ビデオグラム50個までは、著作物の利用時間1分までごとに 250円とします。

2.第1項の規定にかかわらず、商品化利用することを目的とするビデオグラム(動画表示機能付き玩具等を含みますがこれらに限られません。)の使用料の額は、委託者が定めるものとします。

3.第1項の規定にかかわらず、上映を目的とするビデオグラム(ただし、第4項に定めるものを除きます。)の場合で、使用料を委託者がその都度指定することとしているときの使用料の額は、委託者が定めるものとします。

第6条(ビデオグラムに関する利用許諾)

1.ビデオグラムに関する利用許諾の使用料は、ビデオグラム1個につき、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。

(1)音楽のビデオグラム

市販用ビデオグラム	① 当該ビデオグラムの小売価格（消費税別）× 6% × ビデオグラムに占める管理著作物利用割合 × 調整係数 ① 2.5円に管理著作物の累計利用時間を乗じた額 のいずれか多い額
その他のビデオグラム	5円×管理著作物の累計利用時間 ※ビデオグラム50個までは、著作物の利用時間1分までごとに 250円とします。

(2)劇場用映画のビデオグラム

市販用ビデオグラム	当該ビデオグラムの小売価格（消費税別）× 1.75% × 著作物利用比率
その他のビデオグラム	5円×管理著作物の累計利用時間 ※ビデオグラム50個までは、著作物の利用時間1分までごとに 250円とします。

(3)音楽・劇場用映画以外のビデオグラム

市販用ビデオグラム	① 当該ビデオグラムの小売価格（消費税別）× 4.5% × ビデオグラムに占める管理著作物利用割合 × 調整係数 ② 1.5円に管理著作物の累計利用時間を乗じた額 のいずれか多い額
その他のビデオグラム	5円×管理著作物の累計利用時間 ※ビデオグラム50個までは、著作物の利用時間1分までごとに 250円とします。

2.第1項の規定にかかわらず、商品化利用することを目的とするビデオグラム(動画表示機能付き玩具等を含みますがこれらに限られません。)の使用料の額は、委託者が定めるものとします。

3.第1項の規定にかかわらず、上映を目的とするビデオグラム(ただし、結婚式等のビデオグラムを除きます。)の場合で、使用料を委託者がその都度指定することとしているときの使用料の額は、委託者が定めるものとします。

文言の修正

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

4.第1項および第2項および第3項の規定にかかわらず、ブライダル等を演出または記録する目的で複製する場合の使用料の額は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。

(1)利用曲数が5曲までの使用料は、ビデオグラム(収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問いません。)の個数が3個までごとに、次のとおりとします。

個数	利用曲数	使用料
3個まで	1	2,000円
	2	4,000円
	3~5	5,000円

(2)利用曲数が5曲を超える場合の使用料は、ビデオグラム(収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問いません。)の個数が3個までごとに、次のとおりとします。

①利用曲数を5で除して剰余が生じない場合は、5曲あたり5,000円とします。

②利用曲数を5で除して剰余が生じる場合は、利用曲数を5で除して得られる商(小数点以下の端数を切り捨てた整数)に5,000円を乗じて得た額と、剰余の数に応じて本項(1)に定める額を合算して得た額とします。

(3)ブライダル等の記録として、ブライダル等の様子を撮影し顧客に提供するために加工若しくは編集した録画物(以下「記録用録画物」といいます。)に係る3個までの使用料の合計額が10,000円を上回る場合は、利用する音楽著作物の数にかかわらず、ブライダル等1件につき、記録用録画物の個数が3個までごとに10,000円とします。

第4項を新設

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

<p>5.本条に定める「ビデオグラムに関する利用許諾」については、さらに以下の事項を定めるものとします。</p> <p>(1)「管理著作物」とは、NexToneがその著作権を管理する著作物をいいます。</p> <p>(2)「累計利用時間」とは、当該ビデオグラムに収録されている各著作物それぞれの利用時間の1分未満を切上げた上で累計したもの(分単位)をいいます。</p> <p>(3)「ビデオグラムに占める管理著作物利用割合」とは、管理著作物の累計利用時間を、当該ビデオグラムの総収録時間を1分未満で切上げたもの(分単位)により除して得られる割合をいいます。</p> <p>(4)「著作物利用比率」とは、ビデオグラムに収録された管理著作物の累計利用時間を、当該ビデオグラムに収録された全ての音楽著作物の累計利用時間により除して得られる割合をいいます。</p> <p>(5)「調整係数」とは、当該ビデオグラムに収録された全ての音楽著作物の再生時間合計(各著作物それぞれの利用時間(秒単位)を合計し、合計時間を1分未満で切上げたもの(分単位)をいいます。)を、全ての音楽著作物の累計利用時間により除して得られる割合をいいます。</p> <p>(6)「音楽のビデオグラム」とは、ライブビデオ、ビデオクリップ等音楽の鑑賞を主たる目的とするビデオグラムをいいます。</p> <p>(7)「劇場用映画のビデオグラム」とは、劇場用映画の著作物を収録したビデオグラムをいいます。</p> <p>(8)「音楽・劇場用映画以外のビデオグラム」とは、テレビドラマ、テレビアニメーション、テレビ映画、オリジナルビデオなど、映画の著作物を収録したビデオグラムをいいます。ただし、「音楽のビデオグラム」および「劇場用映画のビデオグラム」に該当するものは除きます。</p> <p>(9)「市販用ビデオグラム」とは、家庭内視聴を目的とする個人顧客に販売することを目的して複製し、頒布するビデオグラムのうち、価格が設定されたものをいいます。</p> <p>(10)「その他のビデオグラム」とは、「市販用ビデオグラム」「レンタル用ビデオグラム」「業務用ビデオグラム」以外のビデオグラムをいいます。</p>	<p>4.本条に定める「ビデオグラムに関する利用許諾」については、さらに以下の事項を定めるものとします。</p> <p>(1)「管理著作物」とは、NexToneがその著作権を管理する著作物をいいます。</p> <p>(2)「累計利用時間」とは、当該ビデオグラムに収録されている各著作物それぞれの利用時間の1分未満を切上げた上で累計したもの(分単位)をいいます。</p> <p>(3)「ビデオグラムに占める管理著作物利用割合」とは、管理著作物の累計利用時間を、当該ビデオグラムの総収録時間を1分未満で切上げたもの(分単位)により除して得られる割合をいいます。</p> <p>(4)「著作物利用比率」とは、ビデオグラムに収録された管理著作物の累計利用時間を、当該ビデオグラムに収録された全ての音楽著作物の累計利用時間により除して得られる割合をいいます。</p> <p>(5)「調整係数」とは、当該ビデオグラムに収録された全ての音楽著作物の再生時間合計(各著作物それぞれの利用時間(秒単位)を合計し、合計時間を1分未満で切上げたもの(分単位)をいいます。)を、全ての音楽著作物の累計利用時間により除して得られる割合をいいます。</p> <p>(6)「音楽のビデオグラム」とは、ライブビデオ、ビデオクリップ等音楽の鑑賞を主たる目的とするビデオグラムをいいます。</p> <p>(7)「劇場用映画のビデオグラム」とは、劇場用映画の著作物を収録したビデオグラムをいいます。</p> <p>(8)「音楽・劇場用映画以外のビデオグラム」とは、テレビドラマ、テレビアニメーション、テレビ映画、オリジナルビデオなど、映画の著作物を収録したビデオグラムをいいます。ただし、「音楽のビデオグラム」および「劇場用映画のビデオグラム」に該当するものは除きます。</p> <p>(9)「市販用ビデオグラム」とは、家庭内視聴を目的とする個人顧客に販売することを目的して複製し、頒布するビデオグラムのうち、価格が設定されたものをいいます。</p> <p>(10)「その他のビデオグラム」とは、「市販用ビデオグラム」「レンタル用ビデオグラム」「業務用ビデオグラム」以外のビデオグラムをいいます。</p> <p><u>(11)「結婚式等のビデオグラム」とは、結婚式等で上映するオープニングムービー・プロフィールムービー・エンディングムービー・余興映像などを収録したビデオグラム、結婚式等の模様を収録したビデオグラムをいいます。</u></p>	<p>項番変更</p> <p>(11)を削除</p>
<p>附則 本規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を経た日以降(2026年4月1日)から実施します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>附則 本規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を経た日以降(2024年12月1日)から実施します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>実施日を変更</p>